

京都市告示第508号

介護保険法第75条第2項、第115条の5第2項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年12月10日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
医療法人高清会	訪問介護, 介護 予防訪問介護	たかおり訪問介護事 業所 [2610604858]	京都市左京区上高野東 山町65番地	平成27年 11月5日
特定非営利活動法 人あおぞらネット	訪問看護, 介護 予防訪問看護	訪問看護ステーショ ン あおぞら 京都 [2660990215]	京都市伏見区奈良屋町 408番地 香珠マンシ ョン303	平成27年 11月30日
株式会社セイフテ ィーライフ	通所介護	デイサービスセンタ ーA i a i [2670300595]	京都市中京区壬生相合 町18番地の9	平成27年 11月30日
特定非営利活動法 人京都コリアン生 活センターエルフ ア	通所介護, 介護 予防通所介護	ハナマダン洛西 [2674000530]	京都市西京区下津林番 条110番地	平成27年 11月30日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)